

5東三介第378号
令和6年3月27日

介護サービス事業所 管理者 様

東三河広域連合
介護保険課長 生駒 雄二

令和6年度介護報酬改定に伴う各種基準の変更及び加算等の届出について（通知）

日頃より東三河地域の介護保険行政にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。
さて、令和6年3月15日付で厚生労働省から令和6年度介護報酬改定内容が公表されました。

つきましては、別紙1から別紙3をご参照いただくとともに、本日広域連合ホームページに掲載した新たな加算様式等をご確認いただき、令和6年4月以降に新設あるいは変更される各種加算やそれに伴い必要な変更に係る届出の提出をお願い致します。

なお、加算（減算）届の提出及びお問い合わせについては、下記のとおりとなります。

記

1 加算（減算）届・変更届の提出について

<提出方法> 郵送 ※封筒に「制度改正書類在中」と朱書きをお願いします。

<提出先> 〒440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館5階
東三河広域連合介護保険課 指定グループ宛

<提出期限> 令和6年4月5日（金） ※当日消印有効

2 問い合わせについて

<問い合わせ方法> ホームページに掲載の質問票（Excel）をメールで送付してください。

<メール送付先> 介護保険課 指定グループ chosa@union.higashimikawa.lg.jp

<回答方法> ホームページ上で随時回答します。（個別回答は致しかねます）

※介護保険制度改正・介護報酬改定に関し、電話によるお問い合わせはご遠慮下さい。

3 その他

居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションについては、令和6年6月改定です。加算届の提出期限は通常通り前月15日までとなります。

【担当】 介護保険課指定グループ
TEL 0532-26-8470・8471
FAX 0532-26-8475